

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務は入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官の事務所とは別の事務所（関東地方整備局常陸河川国道事務所）において行う業務である。

令和8年7月24日（金）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所長

1. 業務概要

(1) 業務名 R8国営常陸海浜公園図面作成業務（単価契約）（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、国営常陸海浜公園事務所管内における工事の円滑かつ速やかな執行を図るため、各種図面等の作成を行うものである。

(3) 履行期間 履行期間は、以下のとおり予定している。

令和8年9月（中旬）から令和9年3月（下旬）まで

(4) その他

1) 参加要件等

本業務における参加要件等は以下のとおりである。

・業務実績

同種業務 : 都市公園の基本または実施設計（修正設計を含む）を行った業務

類似業務 : 道路の詳細または実施設計（修正設計を含む）を行った業務（同種業務を除く）

・地域要件の設定に関する試行

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

a) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

c) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

e) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

2) 資本関係又は人的関係

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書（共通事項）参照）

(2) 入札参加者を指名するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、企業及び配置予定技術者の実績並びに資格、継続教育取組実績、成績、表彰及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局（入札説明書の交付場所、参加表明書の提出場所）

国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所 経理課契約係

TEL 029-240-4062

電子メール ktr-hitachi-keiyaku@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

交付期間： 令和8年7月24日（金）から令和8年9月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。ただし最終日は16時00分まで。

交付方法： 電子入札システムにより交付する。

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限： 令和8年8月7日（金）15時00分

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び入札書の提出方法

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。

入札日時： 電子入札システムによる場合の締め切りは令和8年9月7日（月）16時00分まで。

開札日時： 令和8年9月8日（火） 10時00分

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

1) 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次いで有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とすることがある。

2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った全ての者に、予決令第86条の調査（以下「試行調査」という。）を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、試行調査の詳細は入札説明書によるものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。

(8) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(9) 参加資格の認定

2. (1) 1) b) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も 3. (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が指名を受けるためには、指名通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(10) その他 詳細は入札説明書（共通事項）及び（個別）による。